

## 第 117 回・日商簿記検定試験 3 級 第 1 問 仕訳問題類題

次の各取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は次の中から最も適当と思われるものを選ぶこと。

現金	現金過不足	当座預金	受取手形
売掛金	従業員立替金	貸付金	仮払金
支払手形	買掛金	貸倒引当金	所得税預り金
未払金	借入金	仮受金	引出金
売上	雑益	貸倒引当金戻入	償却債権取立益
仕入	貸倒引当金繰入	貸倒損失	給料
租税公課	水道光熱費	旅費交通費	雑損

1. 決算に当たり、現金の手許有高を調べたところ、帳簿残高は 300,000 円であるのに対して、実際有高は 280,000 円であった。この現金過不足額のうち 8,000 円は、従業員個人が負担すべき交通費を店の現金で肩代わりして支払った取引が未記帳であったためであることが判明したが、残りの現金不足額の原因は不明である。
2. 商品 150,000 円を仕入れ、代金のうち 120,000 円については、売掛金のある得意先を名宛人とする為替手形を振り出し、得意先の引き受けを得て渡し、残額は掛けとした。
3. 前期に貸倒れとして処理した売掛金 100,000 円のうち、80,000 円が回収され、当座預金の口座に振り込まれた。なお、貸倒引当金勘定の残高は 60,000 円である。**(※注意：第 128 回試験より、償却債権取立益に関する問題は 1 級の出題範囲になりましたので、本問は参考程度にご覧ください。)**
4. 給料日に、従業員に対する給料から所得税の源泉徴収額 30,000 円を差し引き、手取り金 170,000 円を当座預金の口座から振り替えて従業員に支払った。
5. 水道光熱費 60,000 円と事業主の所得税 240,000 円を当座預金の口座から振り替えて支払った。なお、水道光熱費のうち 20,000 円は、事業主個人の家計が負担すべき金額である。

・解答

	仕訳			
	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	従業員立替金	8,000	現金	20,000
	雑損	12,000		
2	仕入	150,000	売掛金	120,000
			買掛金	30,000
3	当座預金	80,000	償却債権取立益	80,000
4	給料	200,000	所得税預り金	30,000
			当座預金	170,000
5	水道光熱費	40,000	当座預金	300,000
	引出金	260,000		

・解説

- 現金過不足に関する問題です。現金過不足勘定を雑益または雑損に振り替える仕訳は、日商簿記検定 3 級では頻出の論点ですので、必ず出来るようにしておいてください。

期中において現金の実際有高と帳簿残高の金額が異なることを発見した場合、帳簿残高を実際有高に合わせるために、**現金過不足勘定を使って一時的に処理**します。原因調査の結果、原因が判明したものについては当該勘定に振替え、原因が判明しなかったものについては雑損または雑益勘定に振替えることとなります。

ただ本問は、期中ではなく決算において現金の過不足が判明した、とありますので、現金過不足勘定は使わずに調整することとなります。なぜなら、現金過不足勘定は、期中において現金の実際有高と帳簿残高の金額が異なることを発見した場合に**一時的に使用する勘定**であり、決算期末において貸借相殺されるものだからです。

■原因が判明したもの

問題文に「現金過不足額のうち 8,000 円は、従業員個人が負担すべき交通費を店の現金で肩代わりして支払った取引が未記帳であったためであることが判明」とありますので、従業員立替金勘定または立替金勘定を使って処理することとなります。

(借) 従業員立替金 8,000 / (貸) 現金 8,000

■原因が判明しなかったもの

問題文に「残りの現金不足額の原因は不明」とありますので、原因不明分の12,000円については、雑損として処理することになります。

(借) 雑損 12,000 / (貸) 現金 12,000

現金過不足に関する問題は、第110回の間4や第111回の間4、第115回の間1、第123回の間2でも出題されていますので、併せて確認しておいてください。

2. 仕入取引に関する問題です。この問題は【為替手形に関する仕訳】【掛け仕入に関する仕訳】に分けて考えると分かりやすいです。

・為替手形に関する仕訳

問題文に「代金のうち120,000円については、売掛金のある得意先を名宛人とする為替手形を振り出し、得意先の引き受けを得て渡し」とありますので、為替手形を振り出したことが分かります。これに関しては得意先との間で以下の会話があったとイメージすると分かりやすいです。

当社・・・「こんちくわ～。僕の好きな動物はバニーガールです！」

得意先・・・「相変わらずつまらないですねえ。今日はどうしたんですか？」

当社・・・「そうそう、うちっておたくに対する売掛金ありましたよねえ」

得意先・・・「ありますねえ。支払いはもうちょっと待ってくださいね」

当社・・・「あのさー、その売掛金使って仕入してもいいかなあ？」

得意先・・・「為替手形を振り出して仕入代金を払いたい、ということですか？」

当社・・・「そうなんですよ～。手形引き受けてくれますか？」

得意先・・・「じゃあその手形を引き受けましょう。手形に判子押しておきますね」

当社・・・「ありがと～。これで仕入先の人に渡せるよ。手形分だけ売掛金減らしておくね」

得意先・・・「いえいえ。じゃあうちもおたくに対する買掛金を減らしておきま～す」

★解答①・・・(当社の仕訳)

(借) 仕入 120,000 / (貸) 売掛金 120,000

☆当社得意先の仕訳

(借) 買掛金 120,000 / (貸) 支払手形 120,000

☆当社仕入先の仕訳

(借) 受取手形 120,000 / (貸) 売上 120,000

当社得意先は、当社発行の為替手形を引き受けた結果、支払手形債務が増加し、買掛金債務が減少することになります。一方、当社仕入先は売上の対価として、他社振出の為替手形を受け取るようになりますので、受取手形債権が増加することになります。

・**掛け仕入に関する仕訳**

残りの 30,000 円に関しては、単に掛仕入しただけですから簡単だと思います。

★解答②

(借) 仕入 30,000 / (貸) 買掛金 30,000

上記の①②の仕訳をまとめると解答の仕訳になります。為替手形の処理に関しては苦手イメージを持っていらっしゃる方がたくさんいますが、ひとつひとつに分解して考えれば十分正解にたどりつける問題です。なお、本問は第 127 回の問 1とほとんど同じ問題です。

3. 貸倒債権の回収に関する問題です。貸倒債権の回収は当該貸倒債権が、当期に貸倒処理されたものなのか、前期以前に貸倒処理されたものなのかによって仕訳が変わってきます。

■当期発生債権・当期貸倒処理・当期回収

☆貸倒時

(借) 貸倒損失 \*\*\*\* / (貸) 売掛金 \*\*\*\*

☆回収時

(借) 現金など \*\*\*\* / (貸) 貸倒損失 \*\*\*\*

当期に発生し、当期に貸倒れ処理を行った債権を回収した場合、**貸倒れ時に計上した貸倒損失の一部または全部を取り消す仕訳を切る**ことになります。

■前期以前発生債権・前期以前貸倒処理・当期回収

☆貸倒時

(借) 貸倒損失or貸倒引当金 \*\*\*\* / (貸) 売掛金 \*\*\*\*

☆回収時

(借) 現金など \*\*\*\* / (貸) 償却債権取立益 \*\*\*\*

前期以前に発生し、前期以前に貸倒れ処理を行った債権を回収した場合、貸倒れ時に計上した貸倒損失や貸倒引当金を取り消すのではなく、**償却債権取立益という特別利益を計上する仕訳を切る**ことになります。

なお、問題文の「**貸倒引当金勘定の残高は 60,000 円である**」という記述はダミーデータですので、惑わされないように注意してください。貸倒れ債権の回収に関する問題は、第 104 回の問 1、第 127 回の問 3でも出題されていますので、併せてご確認ください。

4. 所得税の源泉徴収に関する問題です。この問題は【所得税の源泉徴収に関する仕訳】と【手取額の支払いに関する仕訳】の 2 つに分けて考えると分かりやすいです。

#### ・所得税の源泉徴収に関する仕訳

まず「**所得税の源泉徴収分 30,000 円**」ですが、これは所得税を給料から天引きしておいて、後で会社がまとめて税務署に納税するものですので、天引き段階では「**所得税預り金**」勘定で処理します。

#### ★解答①

(借) 給料 30,000 / (貸) 所得税預り金 30,000

なお、解答の勘定科目については、特に指定が無い場合は「預り金」勘定でも「所得税預り金」勘定でもどちらでも OK ですが、本試験では、問題で列挙されている勘定科目の中からどちらかを選ぶようにしてください。

#### ・手取額の支払いに関する仕訳

残りの「**手取り金 170,000 円**」ですが、こちらは特に問題ないと思います。

#### ★解答②

(借) 給料 170,000 / (貸) 当座預金 170,000

以上、①②の仕訳をまとめると解答の仕訳になります。所得税の源泉徴収に関する問題は、第 100 回の問 3や第 101 回の問 3、第 102 回の問 4、第 106 回の問 5、第 109 回の問 2、第 121 回の問 2、第 128 回の問 4などでも出題されていますので、併せて押さえておいてください。

5. 資本の引き出しに関する問題です。本問はまず【会社が負担すべき支出】と【事業主が負担すべき支出】を分けていきます。

■水道光熱費 60,000 円・事業主の所得税 240,000 円の内訳

- ・水道光熱費 60,000 円うち 40,000 円は**会社が負担すべき支出**
- ・水道光熱費 60,000 円うち 20,000 円は**事業主が負担すべき支出**
- ・事業主の所得税 240,000 円は全額**事業主が負担すべき支出**

以上より、会社が負担すべき支出が 40,000 円、事業主が負担すべき支出が 260,000 円となりますが、事業主が負担すべき支出を会社が肩代わりして支払った場合、**資本の引き出しとして処理すること**になります。解答では引出金勘定を使って処理していますが、特に指示がない場合は資本金勘定でも正解となります。

引出金勘定で処理する場合と、資本金勘定で処理する場合の両者の違いは、資本金勘定を使って**直接的に減らす**か、引出金勘定を使って**間接的に減らす**かという点です。なお、間接的に減らした場合は、決算期末において、引出金勘定と資本金勘定を相殺する仕訳が必要になります。

■引出金勘定を使って処理する場合

☆支払時

(借) 引出金 260,000 / (貸) 当座預金 260,000

☆期末時

(借) 資本金 260,000 / (貸) 引出金 260,000

■資本金勘定を使って処理する場合

☆支払時

(借) 資本金 260,000 / (貸) 当座預金 260,000

☆期末時

仕訳なし

資本金・引出金に関する問題は第 102 回の問 3や第 106 回の問 4、第 107 回の問 2、第 111 回の問 3、第 114 回の問 2、第 122 回の問 1、第 125 回の問 2、第 126 回の問 5、第 127 回の問 5、第 129 回の問 5でも出題されていますので、併せて確認しておいてください。